

対象確認フローチャート

あなたが給付金受給要件に該当するかを確認する簡易フローチャートです。
個別事情により判断できない場合は、コールセンターにお問い合わせください。

令和7年(2025年)1月1日時点で、三原市に住民票がある。または、住民票はないが、令和7年度個人住民税が現在お住まいの自治体で課税・非課税決定されている。

はい

いいえ

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割が、定額減税前でどちらも0円である。

×【対象外です】

令和7年1月1日時点で住民票があった自治体にお問い合わせください。

はい

いいえ

低所得世帯向け給付の世帯主や世帯員として該当した。(給付を受けた)

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれない額が1円以上発生している。

はい

いいえ

はい

いいえ

×【対象外です】

令和5年度住民税非課税(均等割のみ課税)世帯への給付、令和6年度新たに住民税非課税(均等割のみ課税)世帯となった世帯への給付の対象世帯であったため対象外です。

×【対象外です】

定額減税しきれているため対象外です。

以下のいずれかに当てはまる。
・青色事業専従者 ・事業専従者(白色)
・合計所得金額が48万円を超える

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割の控除外額を足した本来給付すべき額(1万円未満は切り上げ)を、令和6年調整給付金として受給している。

はい

いいえ

はい

いいえ

×【対象外です】

扶養親族として定額減税の対象となっている等の理由により対象外です。

×【対象外です】

調整給付から不足額が発生していないため対象外です。

「不足額給付2」の受給要件に該当すると思われます。

「不足額給付1」の受給要件に該当すると思われます。

令和6年に実施の調整給付金を受給したなど、三原市で給付に必要な情報が把握できる。

はい

いいえ

A

B

Aの方は、支給が確定していますので手続きは不要です。9月中旬頃に「支給のお知らせ通知」を送付しますのでお待ちください。

Bの方は、今回確認書を送付させていただいた方です。このチラシ反対面中央の提出方法により確認書を提出ください。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください！

国税庁・税務署や自治体から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを自分で操作して、自治体から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。
- ・メールやショートメッセージ(SMS)でURLをクリックして給付金の申請や案内をすること。

おかしいな、と思ったら一人で悩まず最寄りの消費生活センターや最寄りの警察署にご相談ください。